



梅



編集発行人  
河合会計

税理士 河合孝彦  
社会保険労務士

〒910-0019  
福井市春山1丁目9番13号  
TEL 0776(22)0897(代)  
FAX 0776(27)6199  
<http://kawai.zei-mu.com>

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	1	15
月	2	16
火	3	17
水	4	18
木	5	19
金	6	20
土	7	21
日	8	22
月	9	23
火	10	24
水	11	25
木	12	26
金	13	27
土	14	28

## 2月の税務と労務

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>国 税</b> / 平成20年分所得税の確定申告 2月16日~3月16日<br/>(還付申告は申告期間前でも受け付けられません)</p> <p><b>国 税</b> / 贈与税の申告 2月1日~3月16日</p> <p><b>国 税</b> / 1月分源泉所得税の納付 2月10日</p> <p><b>国 税</b> / 12月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 3月2日</p> | <p><b>国 税</b> / 6月決算法人の中間申告 3月2日</p> <p><b>国 税</b> / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 3月2日</p> <p><b>国 税</b> / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の申告及び納付 3月2日</p> <p><b>地方税</b> / 固定資産税の第4期分の納付 市町村の条例で定める日</p> |
|---|--|

### ワンポイント 自動車関係保有手続のワンストップサービス

新車の新規登録を行う場合に必要なのは、自動車の検査・登録、保管場所証明、自動車税の納付等の手続を各役所の窓口に行かずインターネット上で一括してできるシステム。ただし、平成20年11月現在利用できる地域は、東京、神奈川、愛知、大阪、埼玉、静岡、岩手、群馬、茨城、兵庫の10都府県に限定されています。

# 通勤災害認められないもの

「通勤」とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復、就業の場所から他の就業の場所への移動、住居と就業の場所との間の往復に先行し、または後続する住居間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとされています。

なお、移動の経路を逸脱または移動を中断した場合には、その逸脱・中断の間及びその後の移動は「通勤」とはなりません。その逸脱・中断が「日常生活上必要な行為であつて、やむを得ない事由により行うための最小限度のもの」である場合は、逸脱・中断の間を除き通勤となります。「日常生活上必要な行為」として、次のものが定められています。

日用品の購入その他これに準ずる行為

職業訓練等の教育訓練であ

つて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為

選挙権の行使等の行為

病院または診療所において診察・治療を受ける等の行為

要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並び

に同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹の

介護（継続的に又は反復して行われるものに限る）

以下、通勤災害に係る事例を掲げます。

Q1

昼休みに帰宅する途中の災害

自転車通勤している社員のDは、自宅が近いため昼休みに帰宅し、午後再び出社しています。先週、いつものように昼休みに自宅に帰る途中転倒してケガをしました。この場合、通勤災害と認められますか。

A

通勤は、一日について一回のみしか認められないものではありませんので、昼休み等就業の時間の間に相当の間隔があつて帰宅するような場

合には、昼休みについていえば、午前中の業務を終了して帰り、午後の業務に就くために出勤するものと考えられますので、その往復については就業との関連が認められ、通勤災害に該当すると思われれます。

Q2

退社途中、経路上の喫茶店でコーヒーを飲んだ後の災害

所定の勤務（午後五時まで）を終えて、一〇分後に退社する際、同僚と一緒に会社の隣の喫茶店で四〇分ほど雑談し、同僚の車で合理的な経路で自宅まで送られ、降りようとしたところ、乗用車に追突されケガをした場合は、通勤災害となるのですか。

A

喫茶店に立ち寄つて過ごした行為は、通常通勤の途中で行う「ささいな行為」には該当せず、また「日用品の購入など日常生活に必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」とも認められないため、中断後の災害に該当し、通勤災害とは認めら

れません。

Q3

帰宅途中、書店で立ち読み後、通勤経路で被災した場合

業務終了後、書籍を購入するため通り道の書店に一〇分程立ち寄り、その後電車に乗って最寄り駅で下車、自宅に向かう途中で乗用車と接触し、ケガをした場合、通勤災害として認められますか。また、書店で一時間以上も立ち読みした場合も通勤災害として認められますか。

A

前段の行為（書籍を買いうためにごく「短時間」立ち寄つた行為）は、「日用品の購入など日常生活に必要なささいな行為」に該当しますので通勤災害と認められる可能性がありますが、書店で一時間以上も立ち読みしたような行為は、ささいな行為とみなされるのは難しいと思われれます。また、立ち読みを日用品の購入などの行為とみなされる可能性も低いと考えられ、立ち読み後通勤経路に戻つた後の災害は、逸脱・中断

後の災害として通勤災害には該当しないものと思われます。

Q4

出通勤の途中、理髪店または美容院に立ち寄る行為

出通勤の途中、理・美容のため理髪店または美容院に立ち寄る行為は、「日用品の購入など日常生活に必要な行為」に該当するのですか。

A

理・美容をする行為については、職場で清潔に気持ちよく勤務する保健衛生などの見地からも、また、日常生活上においても必要な行為であると認められること、またこれらの行為は、通常、通勤の途中で行われている実態があることなどから、特段の事情が認められる場合を除き、「日用品の購入など日常生活に必要な行為」に該当すると認められます。

Q5

帰宅途中、食事をとり再び通常の通勤経路に戻った後の災害

業務終了後帰宅しようとしたのですが、その日は大掃除があったために空腹を覚えたので、会社の近くにある飲食店で食事をした後すぐに会社に戻り、通常の通勤経路を徒歩で駅に向かう途中、乗用車にはねられケガをしました。この被災労働者は通勤災害として認められますか。なお、被災労働者は妻帯者で、通常は自宅夕食をとっており、会社と自宅間の所要時間は約二〇分で、通常利用する電車も二〇分間隔で運行されています。

A

この場合は、次の理由から、「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」には該当しませんので、通勤災害とは認められません。

被災労働者は妻帯者で、通常は自宅で夕食をとっていたこと。

会社と自宅間の所要時間は片道二〇分程度であり、たとえ空腹であったとしても帰宅途中に食事をとらなければならぬ合理的な理由がないこと。

Q6

マンションの階段から転落事故

出社するためマンションの二階の自室（住居）を出て階段を下りるとき、靴のかかどが階段に引っかかり転落した場合は、通勤災害と認められますか。また、一戸建の自宅の玄関先の石段を上るとき転倒して被災した場合についても教えて下さい。

A

労働者が居住するマンションやアパートなどの集合住宅の場合は、部屋の外戸が、住居と通勤経路との境界点となりますので、マンション等の建物内の階段で発生した災害は、通勤災害として認められません。

後者の場合は、労働者の住居内において発生した災害です。この場合の通勤の境界点は、公衆の通行が自由である場所から通勤経路と考えられることから、住居と就業の場所との間の通勤災害には該当しないこととなります。

Q7

出勤途上で急性心不全により死亡したとき

事故当日いつもの起床時刻より遅れたため、朝食もとらず通常より五分遅れて自宅を出て、急いでM駅に向かいました。その後、M駅構内の階段で倒れていたので発見され、医師による手当を受けたのですが、急性心不全で亡くなりました。このような場合は、通勤災害と認められるのですか。

A

「通勤による疾病」とは、通勤によるケガまたは通勤に関連ある諸種の状態（突発的または異常なできごと等）が原因となつて発病したことが医学的に明らかに認められるものをいいます。この被災労働者の通勤途中に発生した急性心不全による死亡は、特に発病の原因となるような通勤によるケガまたは通勤に関連ある突発的なできごと等が認められず、「通勤に通常伴う危険が具体化したもの」とは認められないことから通勤災害には該当しません。

## 雇用支援制度導入奨励金

就職困難者や要支援者の就職を促進することを目的に、雇用支援制度導入奨励金が実施されています。

本奨励金は、トライアル雇用やステップアップ雇用により雇用した労働者を常用雇用へ移行し、雇用環境の改善措置等を実施した事業主に1回当たり30万円を支給するというものです。

支給要件は次のとおりで、事業主は、次のすべてに該当していることが必要です。

- (1) トライアル雇用求人またはステップアップ雇用に係る求人の申請を、ハローワークに提出していること。
- (2) トライアル雇用奨励金、精神障害者ステップアップ雇用奨励金の支給対象となっていること。
- (3) トライアル雇用またはステップアップ雇用労働者を、常用雇用へ移行し、雇用保険の被保険者（短期雇用特例被保険者

及び日雇労働被保険者を除く）として雇用したこと。

- (4) (3)の雇用開始日から常用雇用へ移行するまでの間に、就労・就職が容易になるように、たとえば指導責任者を任命し、常用雇用に移行後3カ月以上継続して指導、援助を実施した場合（\*）など一定の雇用環境の改善措置等を行ったこと。
- (5) (4)の措置の実施状況等を明らかにする書類を整備していること。

支給申請は、「雇用支援制度導入奨励金支給申請書」に、就業規則、指導責任者任命書など雇用環境の改善措置の内容が確認できるもの、常用雇用へ移行したことが証明できるもの、出勤簿・賃金台帳を添付して、常用雇用移行後の最初の賃金支払日の翌日から2カ月（\*の場合は、常用雇用へ移行後3カ月後の最初の賃金支払日の翌日から2カ月）以内に所轄ハローワークに行います。

### 患者が転院するとき

私傷病の被保険者が治療を受ける場合であつて、患者の症状からみて、その医療機関の設備等では十分な診療ができず、また移動を行うことが著しく困難である患者を、医師の指示により緊急に転院した場合には、その病院等までに要した交通費が、移送費（現金給付）として支給されます。

ただし、あくまで保険者が、療養が保険診療として適切であると認める場合に限り、したがって、単に患者の希望により転院する場合や通院のためあるいは入院に必要な寝具等身の回り品の運送などについては、支給の対象となりません。支給額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の実費額です。

### 再度の介護休業の取得

労働者（日雇労働者を除く）は、事業主に申し出て、要介護状態にある対象家族を介護するための休業をすることができます。介護休業ができるのは、同一の対象家族について、一の要介護状態ごとに1回で、日数は通算して93日が限度ですので、すでに介護休業をしている場合は、93日から介護休業をした日数を差し引いた残りの日数となります。たとえば義父の介護のためにすでに40日間の介護休業をしている場合、別の部位の状態が悪くなり新たに義父の介護のための休業を申し出るときは、最大でも53日です。

なお、対象家族とは、配偶者（内縁関係を含む）、父母及び子並びに配偶者の父母、労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫をいい、この場合の同居には、労働者が介護のために別居していた家族の家に泊り込んだり、介護のために別居していた家族をその労働者の家に引き取る場合も含まれます。